

各種提出書類一覧表

【申請者全員が提出する書類】

No.	提出書類	留意事項
1	申請書	<p>申請者及び保護者が記入してください。 「琉球大学独自制度授業料免除・徴収猶予申請書」・「家庭調書(授業料免除申請書)」の2枚1組で構成されています。</p> <p>※家庭調書に記入する「家族」とは同じ住所に住む者、及び住所が別でも生計を一つにしている者のことです。扶養親族でない者で、別居して独立の生計を営む兄弟姉妹・祖父母等は、免除申請において「家族」に含めません。</p>
2	独自制度による授業料免除申請チェックシート	<p>申請者及び保護者が記入し必要な書類を揃えて提出してください。 チェックシートは書類の確認に必要な内容です。チェック漏れのないようにお願いします。 申請時に未定の事柄や提出が遅れる書類がある等、申し送りがある場合は、いつ頃確定するか等、詳細を余白に記入してください。</p>
3	住民票謄本	<p>お住いの市区町村役場で「家庭調書」に記入された家族全員のものを発行し提出してください。 (申請前3か月以内に発行されたもの、コピー可)</p> <p>世帯主、続柄及び住民票謄本の下に「世帯全員の住民票・・・」と記載されているもの マイナンバーが記載されている場合は受理できません。</p> <p>免除申請における「家族」とは、同じ住所に住む者、及び住所が別でも生計を一つにしている者のことです。扶養親族でない者で、別居して独立の生計を営む兄弟姉妹祖父母等は、免除申請において「家族」に含めません。</p> <p>申請者の方で、家族と別居し住民票を転出している、又は本学の学生寮に住んでいる場合は住民票謄本の提出は必要ありません。</p> <p>同じ住所で「世帯分離」している場合でも、同一生計の「家族」とみなしますので、世帯分離している家族の住民票謄本も提出してください。</p> <p>住民票の記載と事実が異なる場合は、「申立書」提出してください。(A4用紙、様式は任意) (記入事項) ・申立人署名、捺印、事実と異なる内容 例:住民票には兄の記載がありますが、4月から東京で仕事をするため別住所、別生計となります。</p>
4	所得・課税証明書	<p>申請者・生計維持者の分を提出してください。(申請前3か月以内に発行されたもの、コピー可) ※既婚生計者で配偶者の扶養に入っている方は、配偶者の所得課税証明書も提出してください。</p> <p>○前期申請の場合 前年度の所得・課税証明書(前々年1月～12月分)を提出してください。 ・前年1月1日時点で住民登録のある市区町村で取得することができます。</p> <p>○後期申請の場合 今年度の所得・課税証明書(前年1月～12月分)を提出してください。 ・本年1月1日時点で住民登録のある市区町村で取得することができます。</p> <p>所得・課税証明書は<u>全項目記載のあるもの</u>(所得の内訳・控除の内訳・市町村民税の所得割額)を提出してください。 ※課税台帳記載事項証明書については、(所得の内訳・控除の内訳・市町村民税の所得割額)全て確認できる場合のみ受理できます。</p> <p>※マイナンバーが記載されている場合は受理できません。 ※収入がない場合でも、「総所得0円」「年税額(市町村民税所得割額)0円」などの確認が必要になりますので必ず提出してください。</p>

【申請者・生計維持者に関する書類(該当者)】

No.	該当者	提出書類及び留意事項
5	<p>・給与所得のある者で以前に比べ10%以上の収入変動のある者</p> <p>・転職、就職した者</p>	<p>○前期申請者の場合</p> <p>・前々年1月2日以降の転職・就職者、本年の年収(予定)が前々年又は前年より10%以上の変動が確実に予想される場合。(例 ボーナスカットや雇用形態が代わり収入の変動がある場合など)</p> <p>○後期申請者の場合</p> <p>・前年1月2日以降の転職・就職者</p> <p>本年の所得(予定)が前年より10%以上の変動が確実に予想される場合。(ボーナスカット等)</p> <p>①勤務先に「給与等支払(見込)証明書」(様式1)の作成を依頼し提出してください。</p> <p>②①が提出できない場合は、直近6か月分の給与明細書と雇用契約書(雇用期間・賞与の確認)のコピーを提出してください。</p> <p>※前期申請者で、本年と前年の収入を比較し減少している場合は、前年分の「給与所得の源泉徴収票」のコピーも提出してください。</p>
6	<p>・給与以外の所得がある者で以前に比べ10%以上の所得の変動がある者</p> <p>・開業、転業した者</p>	<p>○前期申請者の場合</p> <p>・前々年1月2日以降の開業・転業者、本年の所得(予定)が前々年又は前年より10%以上の変動が確実に予想される場合。(例マイナス所得が続く場合等)</p> <p>○後期申請者の場合</p> <p>・前年1月2日以降の開業・転業者、本年の所得(予定)が前年より10%以上の変動が確実に予想される場合。(例マイナス所得が続く場合等)</p> <p>「収支決算報告書」(窓口用6)に所得が減少した年月より作成し提出してください。(学生支援課援護係窓口、FAX, メールで配布しています)</p> <p>・前期申請者で本年と前年の所得を比較し所得の減少がある場合は上記の書類と併せて下記①②のいずれかのコピーも提出してください。</p> <p>①前年分確定申告書控の第一表、第二表、第三表、第四表、収支内訳書又は前年分青色申告決算書のコピー(第三表、第四表、青色申告決算書は申告がなければ提出不要)</p> <p>②今年度市町村・県民税申告書の両面コピー</p> <p>※マイナンバーが記載されている書類は受理できません。</p> <p>※申告書右下欄に申告者が「提出した原本と相違ありません」と記入し、署名・捺印のうえ提出してください。</p> <p>電子申告の場合は、申告後に国税庁から送信される通知メールを印刷し、①の書類と併せて提出してください。通知メールがない場合は、「受付日時・受付番号」が記載されている書類を提出してください。</p> <p>※上記申告書にて、修正申告がある場合は、必ず免除担当者へ連絡してください。</p>
7	<p>退職・休業している者</p>	<p>【雇用されている方】</p> <p>勤務先を退職していることが分かる書類のコピーを提出してください。</p> <p>・会社発行の退職証明書、傷病手当金支給申請書や決定通知書など</p> <p>上記書類が提出できない場合は「申立書」(A4用紙、様式は任意)を提出してください。(記入事項)</p> <p>・申立人署名、捺印、退職証明書が提出できない理由、退職期間(予定含む)、退職中の給与支給の有無</p> <p>【自営業をしている方】</p> <p>自営業を休業していることが分かる書類のコピーを提出してください。</p> <p>・個人事業休業届出書</p> <p>上記書類が提出できない場合は「申立書」(A4用紙、様式は任意)を提出してください。(記入事項)</p> <p>・申立人署名、捺印、書類が提出できない理由、休業期間(予定含む)</p>

8	退職、自営業を廃業した者	<p>○前期申請者の場合 ・前々年1月1日以降から本年4月末までに退職、廃業した者</p> <p>○後期申請者の場合 ・前年1月1日以降から本年10月末までに退職、廃業した者</p> <p>退職した者は下記①、②のいずれかを提出してください。 ①退職した会社に「退職証明書」(様式3)の作成を依頼し提出してください。 ②退職した会社で①の作成依頼ができない場合は「退職申立書」(窓口用1)を提出してください。 (学生支援課学生援護係窓口・FAX・メールで配布しています)</p> <p>廃業した者は下記①、②のいずれかを提出してください。 ①受付印のある「個人事業廃業届出書」のコピー ②①の提出ができない場合は「申立書」を提出してください。(A4用紙、様式は任意)</p> <p>記入事項 ・申立人の署名、捺印、開業日、廃業日、廃業に至った経緯、</p>
9	学力基準を満たしていない者	<p>以下に該当する者は「学修計画書」を提出してください。</p> <p><b>【前年次までの通算 GPA が 2.80 未満の者は全員提出】</b> ※申請者が記入し指導教員の欄は空欄で提出してください。 ※後期申請の場合、前期で提出済みであれば省略可</p> <p><b>【1年生の場合は、次の基準に満たない者は全員提出】</b> ア. 高校評定平均値 3.5 以上であること。 イ. 入試の成績が入学者の上位 1/2 以上であること。 ウ. 高卒認定試験合格者であること</p>
10	修業年限を超過した者	<p>「修業年限超過者申請書」を提出してください。</p> <p>・修業年限を超過した学生が、授業料免除の対象となるためには、以下の理由が必要です。 ※休学期間を除き修業年限超過後1年以内であること ※長期履修生は履修を定められた期間を超過していない場合は提出不要</p> <p>・病気(原則、診断書等の確認が必要です)、災害のため ・留学のため ・転学部等のため ・その他、上記理由と同等の事情があると認められる場合</p>
11	ひとり親世帯	<p>戸籍謄本を提出してください。(申請前3か月以内に発行されたもの、コピー可)</p> <p>・同一生計の父又は母の分を本籍地のある市区町村役場で取得し提出してください。 ※申請者が父母以外の者と同世帯の場合は、申請者の戸籍謄本を提出してください。</p>
12	父母が婚姻状態で別居中の者(単身赴任や介護のための別居は除く)	<p>「申立書」を提出してください。(A4用紙、様式は任意)</p> <p>(記入事項) ・同一生計の父又は母が記入してください。 ・署名、捺印、別居に至った経緯、別居年月日、別生計であること、生活状況・離婚手続状況、援助金の有無(援助金は月額に換算し記入してください) 上記に関わらずできるだけ詳しく記入してください。内容によってはひとり親世帯として扱います。</p>
13	1年次(新入生)高等学校でJASSO(給付奨学金)に申請し不採用となった者	<p>JASSO 予約採用不採用結果通知書のコピーを提出してください。</p>
14	JASSO(給付奨学金)の収入基準を超過し申請ができない者	<p>JASSOシュミレーター(保護者用)計算結果の印刷画面をコピーし提出してください。</p>

15	生計維持者が亡くなられた方	死亡診断書のコピー、または死亡日の記載がある書類(戸籍謄本等)を提出してください。
16	災害、風水害、火災の被害を受けた者	<p>下記①②を提出してください。</p> <p>①「被害状況申立書」(窓口用 7)</p> <p>②「罹災証明書」のコピー、または「被災証明書」(被害内容が記載されたもの)のコピー</p> <p>・「災害」は、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年8月9月豪雨、10月台風等、能登半島地震など</p> <p>・「内閣府」防災情報のページ参照:<a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html">https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html</a></p>
17	独立生計者	<p>独立生計者として申請する者はチェックシート(7)を確認し、以下の書類を提出してください。</p> <p>①「独立生計者申立書」(様式10)</p> <p>②住民票謄本</p> <p>③所得・課税証明書</p> <p>④健康保険証のコピー</p> <p>※被保険者等記号・番号等は、コピー後に黒ペンで塗り潰して提出してください。</p> <p>⑤最新の家賃・光熱水費の領収書のコピー、又は預貯金通帳のコピー(口座名義と明細部分)</p> <p>※学寮にお住いの方は提出不要です。</p> <p>⑥預貯金で生計を維持している場合は、預貯金通帳のコピー(口座名義と直近3か月分の入出金の分かるページ)</p> <p>⑦奨学金の採用通知書又は奨学生証のコピー</p> <p>⑧住居の名義が申請者又は配偶者であることが分かる書類のコピー</p> <p>⑨申請者及び配偶者の昨年の年間給与収入が103万円以下の場合は、扶養の確認をするため以下の該当する書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母等の前年分「給与所得の源泉徴収票」のコピー</li> <li>・父母等の前年分「確定申告書」のコピー(第1表・第2表)</li> <li>・父母等の今年度「市町村県民税申告書」のコピー(両面)</li> <li>・父母等の前年分「公的年金等の源泉徴収票」のコピー</li> </ul>
18	外国籍の者	<p>「在留資格確認書」のコピーを提出してください。</p> <p>※外国籍で留学ビザ以外の場合</p>